

カーテンクリーニング業務仕様書

この仕様書は、山梨県立中央病院のカーテンクリーニング業務に適用し、契約書のほか本仕様書により作業を実施するものとする。

1 業務概要

本業務の主な業務内容は次のとおりとする。なお、乙は院内の業務に当たらせるための作業員を院内に常駐させるものとする。

- ①院内カーテンの臨時クリーニング
- ②院内カーテンの定期クリーニング
- ③定期・臨時カーテンクリーニング日誌の作成

本業務委託は次項に述べる「①院内カーテンの臨時クリーニング」については土曜日・日曜日・祝祭日を除く月曜日から金曜日に行くこと。「②院内カーテンの定期クリーニング」については入院を伴う病棟は任意の日に、外来は外来診療を行っていない日（土曜日・日曜日・祝祭日）に行くこと。なお、院内のカーテンの数量は表1「部署別数量表」のとおりとする。

2 業務内容詳細

①院内カーテンの臨時クリーニング

- 1) 甲の依頼に基づきカーテンの臨時交換作業を実施するものとする。
- 2) 交換作業は甲の指示に従い、適切な防護をして行うこと。なお、防護に必要な物品は甲が用意するものとする。
- 3) 交換用カーテンは甲の保有するカーテンまたは、乙の定期クリーニング用の代替カーテンを使用すること。
- 4) 交換後のカーテンは甲の用意する袋に入れて搬出するものとする。
- 5) クリーニング済みのカーテンは洗濯室もしくは甲の指定する保管場所へ種類別に保管するものとする。

②院内カーテンの定期クリーニング

- 1) 山梨県立中央病院内に設置されている窓カーテン（ドレープ、レース）、間仕切りカーテン及びタッセル等の定期クリーニングを年1回行う。ただし、当該年度において臨時クリーニングを実施済みのカーテンは対象に含めないため、実施は年度末の1月又は2月に実施するものとする。数量及び予定数量は契約書第3条のとおり。
- 2) クリーニングを行うカーテン等の取外し及び洗濯後の取付けを行う。
- 3) クリーニング中の代替カーテンの取付け、取外し。なお、代替カーテンは受注者が用意すること。ただし、タッセルについてはこの限りではない。
- 4) 破損しているカーテンは補修すること。ただし、補修できないほどに状態の悪いものは速やかに発注者に報告すること。
- 5) 取り外し前、カーテンの長さが短い等の不具合がある個所については、各病棟、外来科の区別のほか室名等を記録しておくこと。
- 6) 洗濯後、カーテンの長さが短くなった等の不具合が新たに発生した個所について、各病棟、外来科の区別のほか室名等を記録しておくこと。
- 7) クリーニング作業の日程等については、別途協議のうえ決定するものとする。
- 8) 外来科のカーテン取外し、取付けはできる限り診療時間外に行い、診療行為の妨げにならないように注意すること。

③定期・臨時カーテンクリーニング日誌の作成

乙は、毎日の洗濯物の納入数を診察衣の種類ごとに月別に集計表を作成し、翌月10日までに甲に提出すること。その集計表の数量と単価を乗じて得た金額を甲は乙に委託料として支払うものとする。

3 連絡体制

乙は本業務における緊急時連絡体制表を作成し、甲へ提出すること。

4 研修

- 1) 作業に従事する全作業員に対し、受託責任者等による社内研修を年1回以上受講させること。なお、新規の作業員については、業務開始前に社内研修を実施しておくこと。
- 2) 医療安全、感染対策等について院内研修を受講すること。

5 予防接種

- 1) 本業務に従事する作業員については、乙の責任のもと、B型肝炎、麻疹、風疹、水痘（水疱瘡）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の抗体があること、結核が陰性であることを検査等実施し確認するとともに、抗体がなかった作業員については、ワクチン接種を行い、作業員の安全を確保すること。
- 2) 乙の責任のもと、毎年、業務を行う全作業員に対して、インフルエンザワクチンを接種させること。

6 その他注意事項

- 1) 作業員は院内での作業において、埃をたてないように注意し、ごみを拡散しないように努め、丁寧に作業を行うこと。
- 2) 作業員は各自の健康状態に注意し、健康診断（胸部レントゲン検査及び血液検査を含む。）を年1回以上行い、結果を保存しておくこと。体調不良等の場合は院内での作業を行わないこと。
- 3) 作業員は院内で作業する際、ユニホーム及び名札を着用することとし、患者及びその家族等に不快感を与えないよう細心の注意を払って作業を行うこと。
- 4) 作業員は業務上知り得た秘密を他に漏らしたりしないこと。
- 5) 乙は履行業者が替わるため業務の引継が必要な場合において、新履行業者が契約業務を適正に行えるよう、甲及び前履行業者から引き継いだ業務履行上の留意点等を、新履行業者に確実に引き継ぐよう努めなければならない。
- 6) 作業員の通勤は公共交通機関を使用するものとする。やむを得ず車輛を使用する場合の駐車場は、乙で別に確保するものとし、病院外来者駐車場等の使用は禁止する。
- 7) 院内は禁煙のため、甲が指定した喫煙場所以外での喫煙は禁止する。
- 8) 乙は、作業員が業務遂行上、建物及び器物等に損害を与えたときは、直ちに甲に報告するとともに、原状回復又は損害の賠償をしなければならない。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。